

## 社会福祉法人松島中央厚生会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松島中央厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬及び交通費を支給する。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、こども園津軽野正職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2の定めによるものとする。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表3の定めによるものとする。

#### (出張旅費)

- 第7条 役員等が法人業務のため出張する場合には、旅費及び非常勤役員等にあつては、第4条及び第5条に規定する報酬を支給するものとする。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、交通費及び日当については職員旅費規程により計算した額とし、宿泊料については別表4の定めによるものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第8条 常勤役員の報酬等の支給時期は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金や積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

- 第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日と休日の予定日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

#### (端数の処理)

- 第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

- 第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- 2 旅費規程(役員用)は、廃止する。

別表1 (常勤役員報酬俸給表)

号	月額(円)
1	215,000円
2	315,000円
3	415,000円
4	515,000円

別記2 (非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

内容	報酬等の額
評議員会への出席並びに法人及び施設業務のための出勤	報酬 日額 8,000円 交通費(職員旅費規程による)

(2) 理事

内容	報酬等の額
理事会等会議への出席並びに法人及び施設業務のための出勤	報酬 日額 8,000円 交通費(職員旅費規程による)

(3) 監事

内容	報酬等の額
監事監査、理事会等会議への出席並びに法人及び施設業務のための出勤	報酬 日額 8,000円 交通費(職員旅費規程による)

別記3

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員には、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

別記4

青森県内	青森県外
12,000円	15,000円

《報酬等の金額算定方法について》

- 報酬等の算定基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程を支給基準の別紙として位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁へ提出すること。)
- 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定課程から具体的な報酬額が決定されたかを第三者が理解することが困難であり、法人としての説明責任を果たすことはできないため、認められない。
- 無報酬の場合は、その旨規程に定める必要がある。